

盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金制度 について

1 補助の対象となる事業等について

事業	経費	補助率	上限額
ごみ集積場所 の整備	・小屋、フェンス等の工作物の新設又は増設に要する経費 ・新設又は増設に伴う舗装に要する経費	経費の2分の1 (1,000円未満の端数切捨て)	経費の2分の1が7万円を超える場合は、7万円。
資源一時保管 場所(ストックヤード) の整備	・ストックヤードの新設又は増設に要する経費		経費の2分の1が10万円を超える場合は、10万円。

※ 集積場所等の修繕は、対象になりません。

※ 例／ごみ集積場所整備経費 105,000 円→市補助金 52,000 円、町内会負担金 53,000 円
 (105,000 円 ÷ 2 = 52,500 円 → 1,000 円未満切捨てにより市補助金は 52,000 円)

2 申請の前に相談を

(1) ごみ集積場所やストックヤード（以下「ごみ集積場所等」という。）を設置した後
に補助金交付申請をしても、事業の対象とはなりません。必ず設置する前に申請して
 ください。

(2) 町内での話し合い

ごみ集積場所等を設置する場合は、近隣（隣接地や反対側）の住民や土地所有者と十分に話し合い、理解を得ることが必要です。設置した後で近隣の住民や土地所有者とのトラブルが起きている例が実際にありますのでご注意ください。

(3) ごみ収集担当部署との事前協議

ごみ集積場所を設置する場合は、地域の世帯数やごみの排出量、利便性、収集の効率性、安全性などを総合的に判断することとしているので、各地域ごとにごみ収集担当部署との事前協議が必要です。

・盛岡地域 収集センター（門二丁目 28－2）
 （資源循環推進課 資源化推進係（若園町 2－18））

・都南地域 資源循環推進課 資源化推進係（若園町 2－18）

・玉山地域 玉山総合事務所 税務住民課（渋民字泉田 360）

(4) 設置場所の土地使用の同意又は許可の協議

私有地は土地所有者と、また、公有地は各管理担当部署と協議が必要となります。協議を終えた後、土地使用承諾書、道路占用許可等の写しを補助金申請書に添付してください。（例／盛岡市道の場合は、盛岡市役所本庁舎 7 階の道路管理課）

(5) 納品は 3 月末までに

3 月末までに納品されない場合は、事業の対象になりません。発注先によって、ごみ集積場所等の納品が遅れる場合がありますので、十分注意してください。

3 補助金交付申請の際の提出書類

①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④位置図 ⑤設計図書
 ⑥経費の見積書の写し ⑦設置場所の土地使用承諾書、道路占用許可等の写し